

第3次鳥栖市環境基本計画（案）

ごあいさつ

(市長挨拶)

第3次鳥栖市環境基本計画

目次

第1章 計画の基本的事項	1
計画策定の趣旨	2
計画の役割	2
計画の位置づけ	3
計画の期間	3
第2章 計画がめざすもの	5
計画の理念	6
取組で重視する3つの視点	7
第3章 理念の実現に向けた取組	9
取組の体系	10
取組の柱と方向性	11
取組の柱① みどり・生き物を大切にする	12
取組の柱② 水を大切にする	14
取組の柱③ きれいな街なみをつくる	16
取組の柱④ 住環境を守る	18
取組の柱⑤ 地球温暖化を防ぐ	20
取組の柱⑥ ごみを減らす	22
取組の柱⑦ 行動する人を育てる	24
取組の柱⑧ 環境を守る取組を応援する	26
第4章 第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	29
計画策定の背景	30
計画期間	30
温暖化を取り巻く現状	30
温室効果ガス排出量の現況推計	31
温室効果ガス排出量の削減目標	31
計画の考え方（基本方針）	34
鳥栖市の対策	34
推進体制	36
第5章 計画の進行管理	37
進行管理の体制	38
進行管理の考え方	39
進捗状況の公表	39

第1章 計画の基本的事項

- 計画策定の趣旨
- 計画の役割
- 計画の位置づけ
- 計画の期間

計画策定の趣旨

本市は、平成24年3月に「第2次鳥栖市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定後、平成29年3月に前計画の改訂を行いました。

前計画は、平成24年度から令和3年度までの10年間を計画期間とし、本市は前計画に基づき環境の保全に係る取組を進めてきました。

一方で、環境行政を取り巻く状況が変化しており、国においては、第五次環境基本計画が平成30年4月に閣議決定され、「地域循環共生圏」などの考え方を示すとともに、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化しています。

本市は、前計画の最終年である令和3年度を迎え、前計画で掲げた目標の達成状況や取組の進捗状況を評価した上で、令和3年3月に策定された第7次鳥栖市総合計画との整合を図るとともに、社会情勢の変化に対応するため、第3次鳥栖市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定しました。



第7次鳥栖市総合計画

計画の役割

本計画の役割は以下の通りです。

① 鳥栖市環境基本条例の基本理念を実現する

本計画は、鳥栖市環境基本条例に基づき定めるものです。条例の理念である「良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していく」ことを実現するための計画です。

② 第7次鳥栖市総合計画を環境面から実現する

本計画は「第7次鳥栖市総合計画」に示された6つの「基本目標」のうち、主に「1. 自然との共生を図り、未来へつなぐまち」を担います。

他の行政計画を策定する際や、事業・取組を行う際に、環境保全の観点で、本計画との整合を図ります。

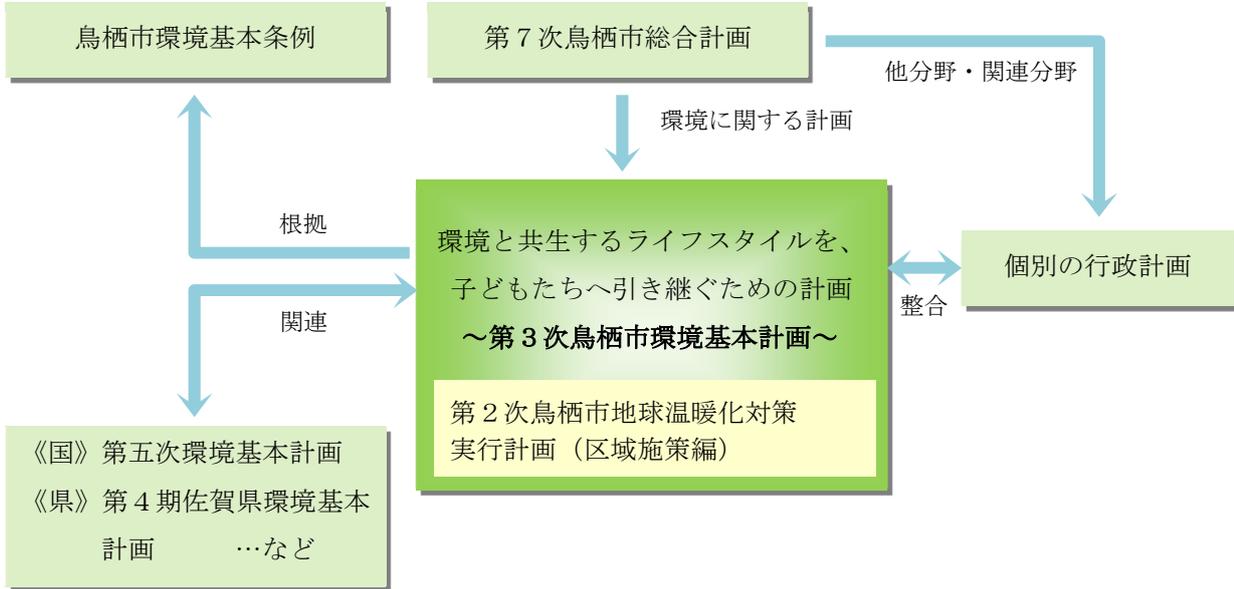
③ 市民・事業者・行政が一体となって取組を進めるための指針となる

市民・事業者・行政が、それぞれの立場で、あるいは協働して環境保全の取組を実行する上での指針となるものです。

計画の位置づけ

本計画は、鳥栖市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのマスタープランとして位置づけられます。

また、本計画は、地球温暖化対策について関連性が強く、取組が重複するものも多いことから、「第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包します。



計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、令和8年度に中間年の見直しを行います。ただし、鳥栖市を取りまく環境・社会状況に大きな変化がある場合は、必要に応じて見直しを行います。

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
					中間見直し					

コラム ～SDGs（エス・ディー・ジーズ・持続可能な開発目標）とは？

2015年9月の国連サミットにおいて2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標が採択され、その中で、「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられました。この目標が、本計画の第1章「計画策定の趣旨」でもふれたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）であり、各国や地域、企業や個人など、あらゆる人々が協力して取り組むことが重視されています。

「持続可能な開発」とは、「将来の世代のための環境や資源を壊さずに、今の生活をより良い状態にすること」です。「将来の世代のための環境や資源を壊さずに」という点は環境の保全ですが、それに加えて「今の生活をより良い状態」とするためには、環境だけでなく、経済や社会の側面も向上する必要があります。

そのため、SDGsは、環境・経済・社会の3つの側面について、統合的に向上していくことにより、持続可能な社会を実現するための目標となります。

本計画では、取組の柱ごとに位置付ける各種取組の推進において、SDGsの理念を意識しながら取り組むために、各取組の柱とSDGsの関連付けを行いました。

 <p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	 <p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標</p>

第2章 計画がめざすもの

- 計画の理念
- 取組で重視する 3つの視点

計画の理念

今日の環境問題は、私たち個々の日常生活や事業活動に起因する部分が多くなっています。一方で、現代においては、持続可能な社会を実現していくために、環境保全を犠牲にした経済・社会の発展や、経済・社会を犠牲にした環境保全ではなく、環境・経済・社会の良好な関係を模索することが求められています。

このような時代において、鳥栖市の環境に関する課題とともに、地球温暖化をはじめとするグローバルな課題に対し、環境に配慮したライフスタイル・技術等を日常生活や事業活動に取り入れながら、持続可能な社会・環境づくりに取り組んでいくことは、私たち現世代の責務であり、この意識を、私たち市民一人ひとりが共有することが必要です。

この意識は、総合計画の環境に係る方針として掲げる「豊かな水と緑あふれる自然環境、快適で住みよい生活環境、地球環境を守り、育て、子どもたちへ引き継ぎます。」という言葉に表されています。そのため、本計画では、「環境と共生するライフスタイルを、子どもたちに引き継ぎます」を計画の理念とします。

《本計画の理念》

**環境と共生するライフスタイルを、
子どもたちへ引き継ぎます**

取組で重視する3つの視点

ここでは、様々な環境保全の取組を進めていく上で、重視すべき3つの視点を示します。これらの視点は前計画から引き続き、今後においても重要であることから、継続して位置づけます。

市民・事業者・行政のそれぞれが、これらの視点をもって環境保全の取組を進めることで、より大きな効果を上げることが期待されます。

《視点①》子どもたちも参加しよう！

将来の鳥栖市を担う子どもたちが、地域の身近な環境問題から地球規模の環境問題に至るまで、自身で考え行動する習慣を身に付けることができるよう、必要なことを伝えるとともに、実際に行動する姿を示していくことが私たち現世代の責務です。

そのために様々な教育や体験を豊かにしていく必要がありますが、それは教育現場のみで行われるものではありません。家庭はもちろん、地域活動や市民活動への参加、もしくは事業者が提供する商品・サービスなど、子どもたちがふれる様々な体験を通して、環境に配慮できる心を育んでいくことが重要です。

《視点②》他の主体と協働しよう！

鳥栖市では「市民協働指針」（平成19年2月策定）に基づき市民協働のまちづくりを進めています。近年の環境問題は因果関係が複雑になってきており、必ずしも行政だけで解決できるとは限りません。また、持続可能な社会を実現していくためには、市民や団体、事業者、行政などの様々な主体が、互いの立場・役割を理解し、積極的に協働しながら取り組む必要があります。お互いの特徴や強みを生かした相互作用により、ひとつの主体では思いつかないような活動の展開や、活動基盤の強化が期待されます。

《視点③》積極的に情報発信しよう！

どのようなよい取組であっても、それが伝わらなければ、環境保全活動は広がっていきません。そのため、環境情報を多様な方法で発信していくことが重要です。環境情報が鳥栖市内で行き交うことで、「環境」がより身近なコミュニケーションのテーマとなりうるでしょう。また、行政に限らず、市民等が情報を発信し、情報が人から人へとつながっていくことで、他の人や社会全体の行動や考え方を変えていくこともできます。

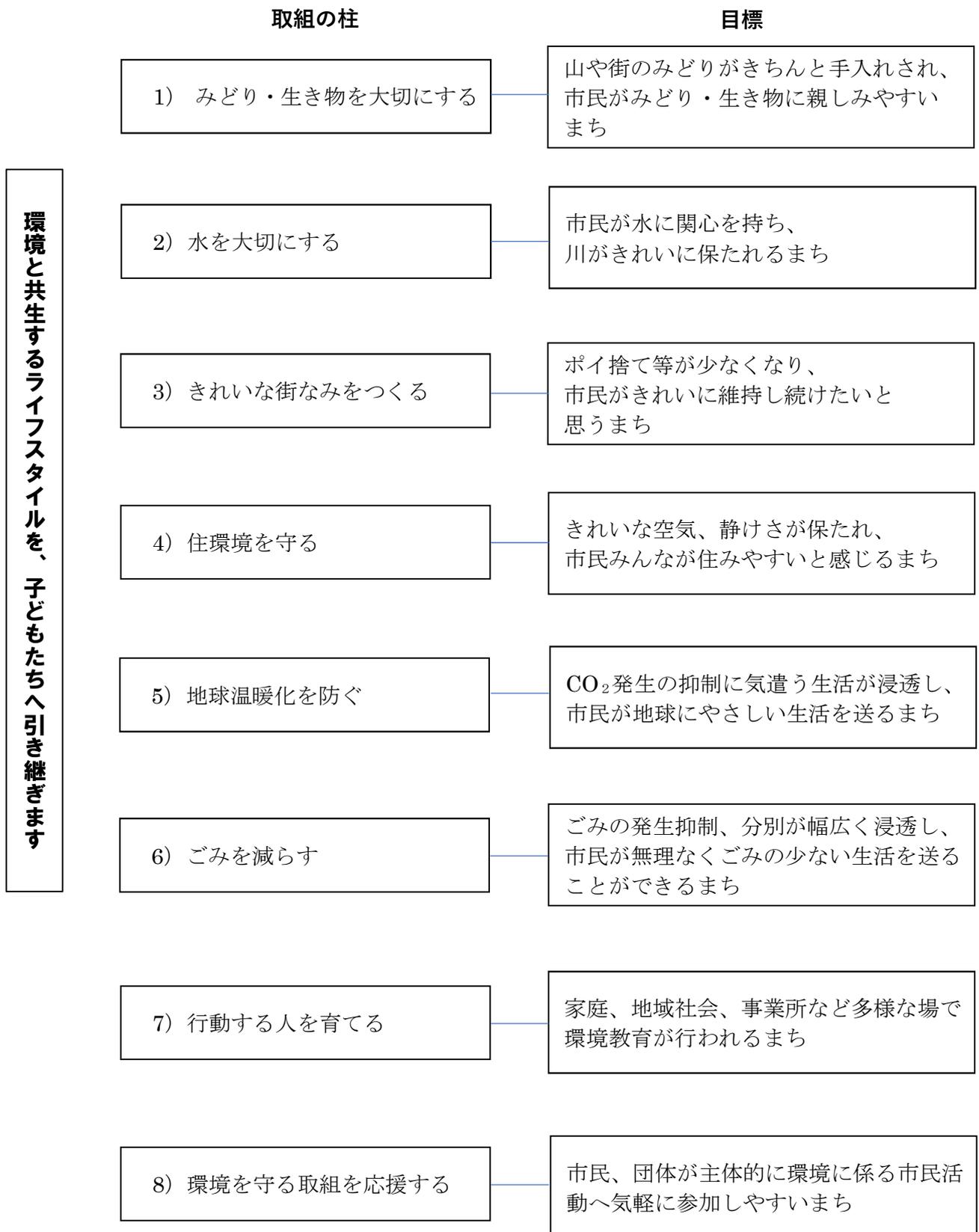
情報発信の方法として、従来のテレビ・新聞・ラジオ・広報誌などといったメディアに加え、SNS等の口コミを通じた市民同士の情報発信により、効果的に情報を共有していくことが期待されます。

第3章 理念の実現に向けた取組

- 取組の体系
- 取組の柱と方向性
 - <取組の柱 1> みどり・生き物を大切にする
 - <取組の柱 2> 水を大切にする
 - <取組の柱 3> きれいな街なみをつくる
 - <取組の柱 4> 住環境を守る
 - <取組の柱 5> 地球温暖化を防ぐ
 - <取組の柱 6> ごみを減らす
 - <取組の柱 7> 行動する人を育てる
 - <取組の柱 8> 環境を守る取組を応援する

取組の体系

本計画の理念「環境と共生するライフスタイルを、子どもたちへ引き継ぎます」の実現に向け、取組の体系として8つの取組の柱を設け、それぞれ目標を掲げながら計画を推進していきます。



取組の柱と方向性

各取組の柱が、主に関係するSDGsは下表のとおりです。各取組の柱における目標の実現を目指すことにより、関係するSDGsの達成にも貢献します。

取組の柱	取組の方向性	主に関係するSDGs
取組の柱1 みどり・生き物を大切にする	<ul style="list-style-type: none"> 山林・丘陵などの保全、自然環境と調和したコンパクトな市街地形成 街なかの緑の保全・創出 自然や生き物に親しむ機会・場所・きっかけづくり 	
取組の柱2 水を大切にする	<ul style="list-style-type: none"> 節水意識の向上 排水などによる水環境への負荷の削減 水環境の調査・監視 水辺と水辺の生き物にふれあう機会の増加 	
取組の柱3 きれいな街なみをつくる	<ul style="list-style-type: none"> 自然資源を活かした景観形成 景観や街なみの保全に対する関心・理解度の向上 ポイ捨てや不法投棄対策の推進 	
取組の柱4 住環境を守る	<ul style="list-style-type: none"> 住環境への負荷の削減 大気・騒音などの調査・監視 エコドライブやエコカーの普及 公共交通や自転車などの利用促進 	
取組の柱5 地球温暖化を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> 第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の運用 エコライフの推進 環境にやさしい省エネ製品や、環境に配慮した建物の普及 気候変動への適応策の推進 	
取組の柱6 ごみを減らす	<ul style="list-style-type: none"> 3R運動の推進 資源回収の推進 ごみ処理に関する新たな取組の検討 	
取組の柱7 行動する人を育てる	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージや立場に応じた環境教育の実施 教育現場における環境教育の推進 環境教育の拠点づくり 環境に係る情報の提供体制の充実 	
取組の柱8 環境を守る取組を応援する	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体が行う環境保全の取組の応援 事業者が行う環境保全の取組の応援 鳥栖市環境保全協議会が行う環境保全の取組の応援 	

取組の柱① みどり・生き物を大切にする



目 標

山や街のみどりがきちんと手入れされ、
市民がみどり・生き物に親しみやすいまち

取組の方向性

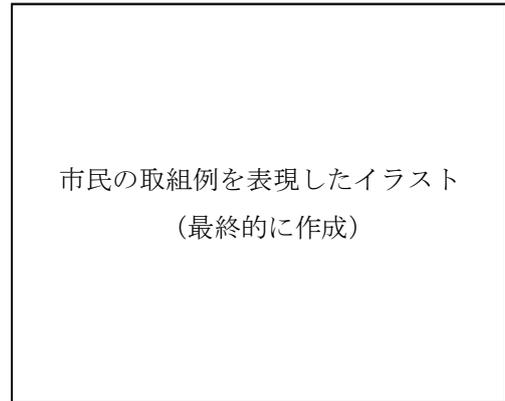
- ・ 山林・丘陵などの保全、自然環境と調和したコンパクトな市街地形成
- ・ 街なかの緑の保全・創出
- ・ 自然や生き物に親しむ機会・場所・きっかけづくり

現状と課題

鳥栖市は、豊かな自然環境を保持しつつ、都市機能が効果的に集積した市街地を維持・形成するため、都市計画による規制と誘導を行っています。一方で、人口の増加に伴う開発などにより山林や農地の面積は徐々に減少しています。

今後も、人口増加による宅地開発等に伴い市街化が進むと予想されるため、自然環境と調和したコンパクトな市街地形成が求められます。

また、直近の市民アンケートによると、「自然とのふれあいややすさ」や「緑の豊かさ」に関する市民満足度が低下しているため、幅広い市民が自然にふれあうことのできる工夫や、身近な緑や花を増やす工夫等が求められます。



市民の取組例を表現したイラスト
(最終的に作成)



土地利用^注の割合

(注：登記されている土地について集計したもの)
(資料) 鳥栖市固定資産概要調書



コラム、写真等

行政の主な取組

取組の方向性	取組の概要
山林・丘陵などの保全、自然環境と調和したコンパクトな市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> 山林・丘陵などの自然環境を保全します。 「鳥栖市都市計画マスタープラン」で示される土地利用の方針などに基づき、自然環境と調和したコンパクトで効率的な市街地形成を誘導します。
街なかの緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に残る貴重な名木等を保全します。 公共施設の緑化を進めるとともに、市民や事業者による緑化を支援します。
自然や生き物に親しむ機会・場所・きっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> 市民のレクリエーションの拠点となる場を整備し、活用を促進します。 市全域の自然環境の情報を分かりやすく紹介します。 市民が自然環境に親しむイベントを実施します。

市民・団体、事業者等との連携による取組例

取組の方向性	取組例
市民、事業者等による緑のあるまちづくり	<p>【身近な環境を緑で彩る】</p> <p>市民、事業者等による生垣・花壇・緑のカーテンづくり等を行政が後押しし、身近な緑や花を増やします。</p> <p>(例) 市民「花とみどりの祭り」の園芸教室などで学ぶなどしながら、庭やベランダで緑のカーテンづくりに取り組みます。</p> <p>事業者事務所の建物前面にて、花壇やプランターで植物や花を育てます。</p> <p>行政園芸教室等を通じて、身近な環境を緑で彩る方法等を啓発します。</p>
市民活動団体等による自然や生き物に親しむ機会づくり	<p>【イベント等を通じて自然に親しむ】</p> <p>市民活動団体等による自然体験のイベントを事業者や行政が後押しし、市民が気軽に自然や生き物等に親しむことのできる機会を増やします。</p> <p>(例) 市民「親子で川の生き物調査隊」や、市民活動団体が主催するイベントに参加し、楽しみながらみどり・生き物について学びます。</p> <p>団体自然体験のイベントを主催者として定期的を開催します。</p> <p>事業者上述のようなイベントに、協賛者として支援を行います。</p> <p>行政「親子で川の生き物調査隊」を主催するとともに、市民活動団体が主催する自然体験のイベントにおいて、市の広報・SNS等を利用してPRを支援します。</p>

取組の目標

指標	実績			目標
	H23年度	H28年度	R3年度	R13年度
自然とのふれあいやすさに関する市民満足度	20%	24%	20% (中学生:55%)	30%
緑の豊かさに関する市民満足度	40%	42%	38% (中学生:66%)	45%

注：市民満足度は、市民アンケートによる「満足」と「やや満足」の合計割合。

市民満足度における現状欄の「中学生」は市内の中学2年生を対象にしたアンケートの結果。

取組の柱② 水を大切にす



目 標

市民が水に関心を持ち、
川がきれいに保たれるまち

取組の方向性

- ・ 節水意識の向上
- ・ 排水などによる水環境への負荷の削減
- ・ 水環境の調査・監視
- ・ 水辺と水辺の生き物にふれあう機会の増加

市民の取組例を表現したイラスト
(最終的に作成)

現状と課題

鳥栖市内には身近に多くの中小河川や水路があり、河川の水質も比較的良好な状態が維持されています。

一方、直近の市民アンケートによると、「川的美しさ」に関する市民満足度が低下しているため、河川沿いの適切で継続的な維持管理が求められます。

良好な水環境を守るには、水源かん養機能をもつ山林の保全などの“水循環を維持する対策”と、生活排水・工場排水対策や、農地での肥料・農薬の削減などの“水質を守る対策”が必要です。

また、河川の清掃や、生き物が住みやすい水辺づくりなどの“親水性を高める取組”、普及啓発等により、水環境に対する市民の関心を高め、水資源を大切に使い、水を汚さず、水辺やそこに住む生き物を大切にする意識を醸成していくことが求められます。

水質環境基準（BOD75%値）の達成状況
(資料：佐賀県)

測定点	環境基準 (mg/L)	年度別 75%値		
		H22	H27	R1
酒井東橋 (宝満川)	3	2.4	0.9	1.7
飯田橋 (秋光川)	3	1.1	0.8	0.8
酒井西上橋 (大木川)	3	1.3	0.9	0.9
鹿兒島線下 (轟木川)	3	0.8	0.6	0.5
大木橋 (大木川)	2	1.1	1.3	0.8
鳥南橋 (安良川)	2	0.8	0.6	0.5
浮殿橋 (沼川)	2	1.6	0.5	1.0

コラム、写真等

行政の主な取組

取組の方向性	取組の概要
節水意識の向上	・ 市民・事業者に対し、節水の普及啓発を進めます。
排水などによる水環境への負荷の削減	・ 環境負荷の発生源となる工場・事業所に対し、法令に基づく指導や啓発を行います。また、協力的な工場・事業所を情報発信し、水環境への負荷削減を促進します。 ・ 生活排水に係る施設の更新・耐震化、普及啓発を進めます。
水環境の調査・監視	・ 水質・有害化学物質などの環境調査を行います。
水辺と水辺の生き物にふれあう機会の増加	・ 水環境の保全活動を行います。 ・ 生き物の生息環境に配慮した水辺空間の整備および利用促進を行います。

市民・団体、事業者等との連携による取組例

取組の方向性	取組例
市民、事業者との協力による水環境への負荷の削減	<p>【油や排水で川を汚さない工夫を実践する】</p> <p>市民による油等を流さないための工夫、事業者による排水の実態把握と低減対策を通して水質汚染防止を推進します。 事業所などから発生する排水などの実態やその低減対策の情報を開示します。</p>
市民活動団体等による水辺を身近に感じる機会づくり	<p>【水辺を楽しみ、その大切さを実感する】</p> <p>市民活動団体等による水辺のイベントを事業者や行政が後押しし、子どもたちが水辺に親しみ、学ぶとともに、清掃を行う機会を増やします。 (例) 市民親子で市民活動団体が主催するイベントに参加し、楽しみながら川遊びや河川の学習・清掃に取り組みます。 団体上述のようなイベントを主催者として定期的に開催します。 事業者上述のようなイベントにおいて、専門家として環境について学ぶ機会の提供や、協賛者としての支援を行います。 行政上述のようなイベントを、行政による既存の清掃活動と連動させ、学びや体験を盛り込んだイベントとして実施するとともに、市の広報・SNS等を利用してPRを支援します。</p>

取組の目標

指標	実績			目標
	H23年度	H28年度	R3年度	R13年度
川の美しさに関する市民満足度	20%	27%	22% (中学生:51%)	30%
水質環境基準 (BOD75%値※) の達成度	7地点中 7地点で達成	7地点中 7地点で達成	7地点中 7地点で達成 (R1)	7地点中 7地点で達成

注：市民満足度は、市民アンケートによる「満足」と「やや満足」の合計割合。

市民満足度における現状欄の「中学生」は市内の中学2年生を対象にしたアンケートの結果。

※BOD75%値：BOD (Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量) とは、水中の有機物が微生物により分解される際に消費される酸素量のこと。数値が大きくなると有機物などによる水質の汚染が進んでいることになる。75%値とは、1年間の観測値を低い順に並べて75%目に相当する値。

取組の柱③ きれいな街なみをつくる



目 標

ポイ捨て等が少なくなり、
市民がきれいに維持し続けたいと思うまち

取組の方向性

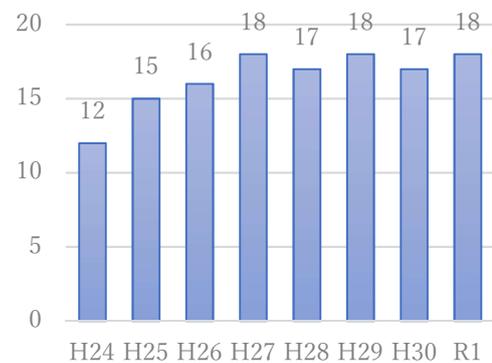
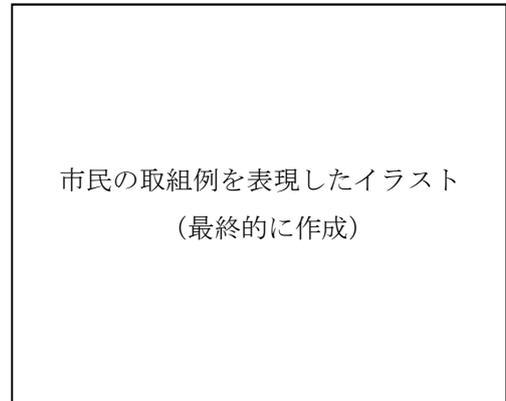
- ・ 自然資源を活かした景観形成
- ・ 景観や街なみの保全に対する関心・理解度の向上
- ・ ポイ捨てや不法投棄対策の推進

現状と課題

鳥栖市内には、北西部の山なみ、南部の田園風景、市街地を流れる川や水路、長崎街道沿いの旧宿場町などがあり、これらが独自の街なみを形成しています。

直近の市民アンケートによると、「街なみの美しさに関する市民満足度」に関する市民満足度は低下しています。

また、不法投棄やポイ捨ては、依然としてなくなっていないため、継続的なパトロールや清掃活動に加えて、不法投棄やポイ捨てを「させない」「許さない」雰囲気づくりに引き続き取り組んでいくことが求められます。



道路里親制度の登録団体数



※道路里親制度：市民が、市道の里親となり、ボランティアで草刈・清掃など美化活動や、陥没などの情報の提供を行う制度。

行政の主な取組

取組の方向性	取組の概要
自然資源を活かした景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の山並みやまとまった農地、河川等の自然環境を活かし、水と緑のネットワークによる連続性を意識した景観の形成を図ります。
景観や街なみの保全に対する関心・理解度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が郷土の景観・街なみに対し、関心・愛着をもち理解を深められるよう、普及啓発を進めます。 ・郷土の景観・街なみを、学校教育や観光振興の題材としても活用します。 ・地区計画制度等により、地域単位の景観づくりを支援します。
ポイ捨てや不法投棄対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止のためのパトロールを行います。 ・関係機関や近隣自治体と連携し、監視体制を強化します。 ・ボランティア袋の配布を行い、自主的な取り組みを支援します。

市民・団体、事業者等との連携による取組例

取組例	取組例の概要
市民活動団体、事業者等による地域の美化	<p>【定期的な清掃活動を実践する】</p> <p>市民活動団体、事業者等による清掃活動を行政が後押しし、地域の美化を効果的に推進します。</p> <p>また、道路里親制度への登録を促進します。</p>

取組の目標

指標	実績			目標
	H23年度	H28年度	R3年度	R13年度
街なみの美しさに関する市民満足度	23%	26%	20% (中学生:51%)	30%
まちの清潔さに関する市民満足度	23%	22%	25% (中学生:29%)	35%
道路里親制度※の登録団体数	13団体	18団体	17団体 (R2)	20団体

注：市民満足度は、市民アンケートによる「満足」と「やや満足」の合計割合。
市民満足度における現状欄の「中学生」は市内の中学2年生を対象にしたアンケートの結果。

取組の柱④ 住環境を守る

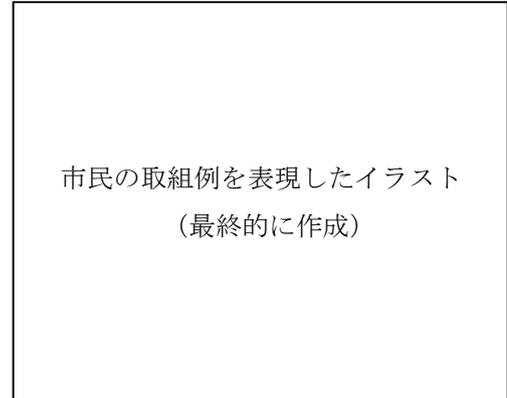


目 標

きれいな空気、静けさが保たれ、
市民みんなが住みやすいと感じるまち

取組の方向性

- ・ 住環境への負荷の削減
- ・ 大気・騒音などの調査・監視
- ・ エコドライブやエコカー の普及
- ・ 公共交通や自転車などの利用促進

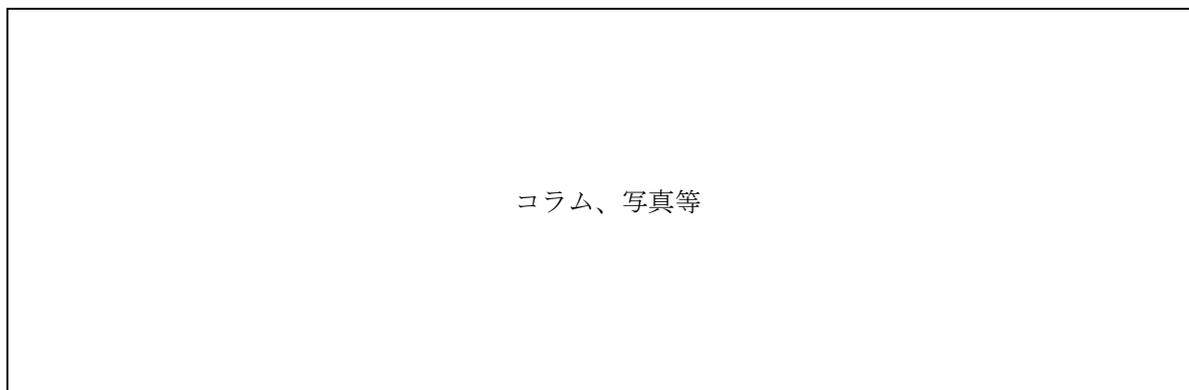
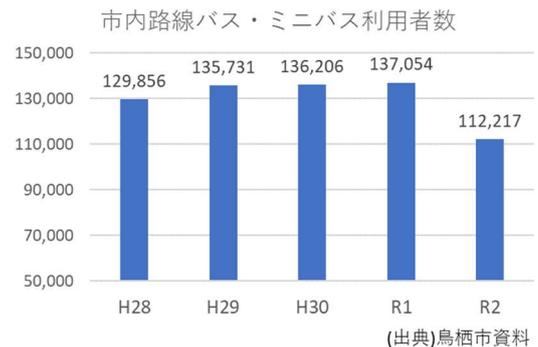


現状と課題

直近の市民アンケートによると、「空気のきれいさに関する市民満足度」は微増しており、「静けさに関する市民満足度」は微減となっています。

一方で、国道等の幹線道路の交通量は依然として多く、渋滞発生箇所や沿道の地域では交通騒音や自動車の排気ガスが課題となっています。

また、市内の路線バスやミニバスの年間利用者数は過去5年間の平均で約13万人と、多くの人に利用されていますが、車から公共交通への利用転換を進めていくためには、公共交通の利用しやすさを継続的に改善していくとともに、利用促進のために、関係機関が連携を図っていくことが求められます。



※エコカー：本計画では、低排出ガスや低燃費のガソリン車およびディーゼル車や、ハイブリッド車（プラグインハイブリッド車も含む）、天然ガス車、電気自動車、燃料電池車などの環境性能の高い車を「エコカー」と総称している。

行政の主な取組

取組の方向性	取組の概要
住環境への負荷の削減	・環境負荷の発生源となる工場・事業所に対し、法令に基づく指導や啓発を行います。
大気・騒音などの調査・監視	・大気・騒音・有害化学物質などの環境調査を行います。また、県や周辺市町と連携し、観測体制の充実を図ります。
エコドライブやエコカーの普及	・エコドライブやエコカーについて、普及啓発の充実を図ります。
公共交通や自転車などの利用促進	・「鳥栖市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域公共交通の利用を促進します。 ・徒歩や自転車を利用しやすい環境を整えます。

市民・団体、事業者等との連携による取組例

取組の方向性	取組例
住環境への負荷の削減	【排気ガスや騒音の状況・対策を公表する】 事業所などから発生する排気ガス・騒音などの実態やその低減対策の情報を、行政が開示します。
公共交通の利用しやすさの改善	【市民の声をもとに公共交通を利用しやすくする】 市民は出かける際、自転車・公共交通機関を利用するとともに、身近なミニバス等の利用しやすさについて行政へ声を届け、行政は継続的に利用しやすさの改善を図ります。

取組の目標

指標	実績			目標
	H23年度	H28年度	R3年度	R13年度
大気環境基準の達成度	2地点中1地点で非達成項目あり	2地点中1地点で非達成項目あり	2地点中1地点で非達成項目あり (R1)	全地点で達成
空気のきれいさに関する市民満足度	31%	31%	33% (中学生:55%)	40%
騒音環境基準の達成度	2地点中1地点で達成	2地点中2地点で達成	全地点で達成 (R2)	全地点で達成
静けさに関する市民満足度	21%	26%	25%	30%

注：大気環境基準の評価対象地点は、県の測定地点（現状は鳥栖局（宿町）、曾根崎局の2箇所）。
騒音環境基準の評価対象地点は、市の測定地点（現状は沿道、一般環境の2箇所）。
市民満足度は、市民アンケートによる「満足」と「やや満足」の合計割合。
市民満足度における現状欄の「中学生」は市内の中学2年生を対象にしたアンケートの結果。

取組の柱⑤ 地球温暖化を防ぐ



市民の取組例を表現したイラスト
(最終的に作成)

目 標

CO₂発生抑制に気遣う生活が浸透し、
市民が地球にやさしい生活を送るまち

取組の方向性

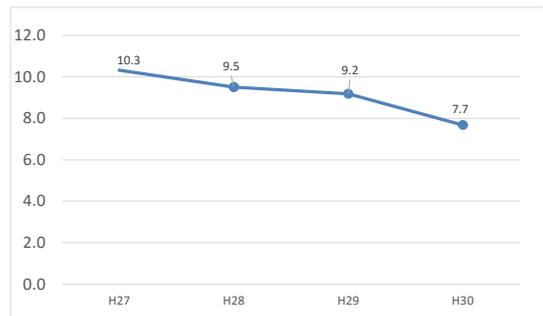
- ・ 第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の運用
- ・ エコライフの推進
- ・ 環境にやさしい省エネ製品や、環境に配慮した建物の普及
- ・ 気候変動への適応策の推進

現状と課題

鳥栖市では、平成25年3月に「鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」を策定し、取組を進めてきました。平成30年の市民1人あたりCO₂排出量は約7.7tになっており、省エネ機器の普及や電源の脱炭素化（再生可能エネルギーの導入など）により減少傾向にあります。

平成28年11月に2020年度（平成32年）以降の地球温暖化対策を定めた「パリ協定」が発効され、令和2年10月には政府が「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。このように、我が国も温室効果ガスの削減や最終的な目標である2050年カーボンニュートラルに向け、地球温暖化対策計画に基づく取組を推進しています。

これを受け、鳥栖市においても、地球温暖化に配慮した生活や事業活動の普及が求められます。



市民1人あたりCO₂排出量（単位: t）
（資料）環境省 部門別CO₂排出量の現況推計

コラム、写真等

※エコライフ：本計画では、日常生活や事業活動による地球環境への影響を認識し、環境に配慮した行動に取り組むことを「エコライフ」と表現している。

行政の主な取組

取組の方向性	取組の概要
第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の運用	・第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく施策を運用します。（第4章に記載）
エコライフの推進	・市報やSNS等によりエコライフの普及啓発を進めます。 ・事業者による環境に優しい設備・技術の導入を応援します。
環境に優しい省エネ製品や、環境に配慮した建物等の普及	・省エネなど、環境に配慮した製品の普及啓発を進めます。
気候変動への適応策の推進	・気候変動による影響（農林水産業、自然災害等）に対して、農業や防災など、各分野における適応策を進めます。

市民・団体、事業者等との連携による取組例

取組の方向性	取組例
効果的なエコライフの推進	<p>【先進的な取組を取り入れる】</p> <p>市民らによる環境に優しい生活・活動や、事業者による環境に配慮した設備・技術導入の具体例などを行政等が情報発信し、効果的な普及啓発を行います。</p> <p>（例）市民例えば、ごみの減量・分別の方法やエアコンの適切な温度設定等、市報や各種メディアで目にした環境に優しい生活習慣を取り入れます。</p> <p>事業者行政が開催する環境に配慮した設備・技術導入に関する相談会に参加し、積極的な導入を推進します。</p> <p>行政環境関連の市民活動団体や、先進的な設備を導入した市内企業を取材し、市報等で定期的に紹介します。</p>
	<p>【環境関連の技術とニーズを結ぶ】</p> <p>市内の事業者による環境に配慮した技術・製品等の発信等を、行政等が後押しします。</p> <p>（例）事業者環境関連の技術を持つ市内事業者は、自社の技術をPRできる展示会等に参加します。</p> <p>行政市内や県内の企業関係者が集まる機会に、環境関連の技術を持つ市内事業者が、自社の技術をPRできる展示スペースを確保します。</p>

取組の目標

指標	実績		目標
	H25年度	H30年度	R13年度
1人あたりCO ₂ 排出量	12.5 t/人/年	7.7 t/人/年	6.3t/人/年

取組の柱⑥ ごみを減らす



目 標

ごみの発生抑制、分別が幅広く浸透し、市民が無理なくごみの少ない生活を送ることができるまち

取組の方向性

- ・ 3R運動の推進
- ・ 資源回収の推進
- ・ ごみ処理に関する新たな取組の検討

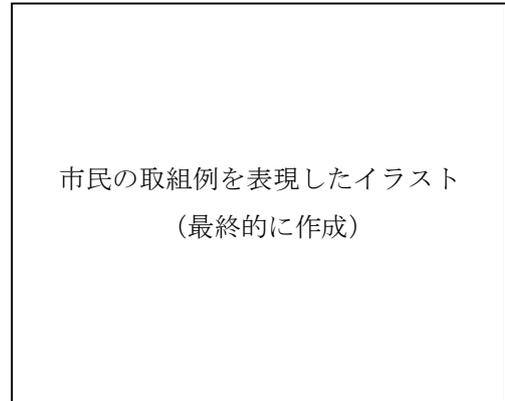
現状と課題

ごみ排出量および1人1日あたりごみ排出量は近年微増傾向にあり、佐賀県や全国と比べるとその量は多く、ごみの減量が求められています。

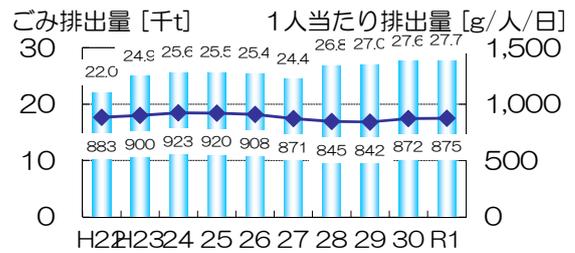
また、近年のリサイクル率は横ばいですが、民間の事業者による資源回収ボックスの設置や、店頭での資源回収を行う店舗も増えてきており、市民や事業者を含めた鳥栖市全体でのリサイクルの取り組みは進んでいると考えられます。

一方で、近年はレジ袋等のプラスチック製品が河川等を経由して海洋に流出し、海の生態系に悪影響を及ぼす海洋プラスチックごみ問題が新たに世界的な問題となっています。

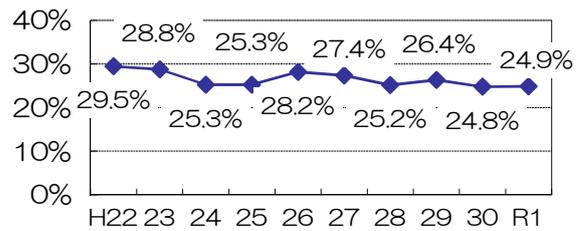
ごみに関する問題は、一人ひとりの市民がごみを減らそうという意識をもって生活し、習慣として取り組むことが必要です。鳥栖市では今後も人口・事業所数が増加すると予想されることから、ごみを発生抑制する取組の継続・強化を図るとともに、取組の裾野を拡げていくことが求められます。



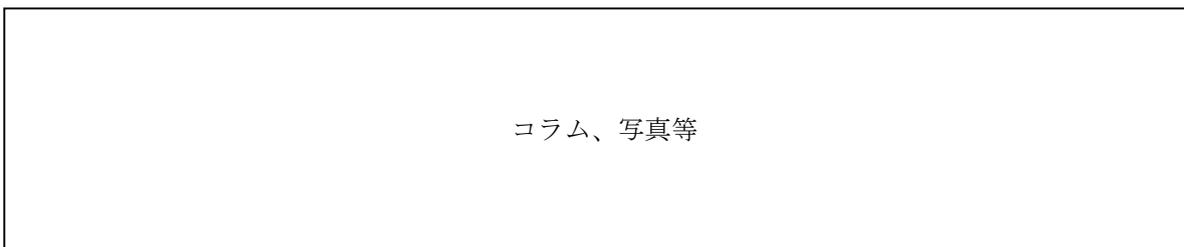
市民の取組例を表現したイラスト
(最終的に作成)



ごみ排出量（総量および1人当たり）の推移



リサイクル率の推移



コラム、写真等

※ 3R：ごみを減らすための考え方で Reduce（リデュース：ごみ減量）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字である R をとったもの。

行政の主な取組

取組の方向性	取組の概要
3 R運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者に対し、3 R運動の普及啓発を進めます。 ・市民活動団体が開催するフリーマーケットなどの3 R運動に係るイベントを支援します。 ・エコショップ・エコオフィスの指定と、事業者のPRを推進します。 ・関係市町との広域的なごみ発生抑制に取り組みます。 ・食品ロスの削減をします。 ・小売業者・業界団体などと連携し、過剰包装の抑制を推進します。
資源回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収を行います。 ・資源物の集団回収などを支援します。 ・より多くの市民が資源の回収に関わるよう、資源を回収する団体の取組をPRします。 ・資源回収の成果（回収量・活用方法）を可視化して情報発信し、継続的な資源回収につなげます。
ごみ処理に関する新たな取組の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみおよび資源物のよりよい収集・処理方法を検討します。 ・事業者と連携し、バイオマス資源の有効活用を検討します。

市民・団体、事業者等との連携による取組例

取組の方向性	取組例
3 R運動の効果的な推進	<p>【身近な3 R運動を利用・支援する】</p> <p>市民は3 Rの取組を推進する店舗で買い物をし、市民活動団体はフリーマーケットを開催して市民が積極的に利用するなど、それぞれの立場から3 R運動を利用・支援します</p> <p>(例) 市民、団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リデュース：環境にやさしい簡易包装のお店で買い物をします。 ・リユース：不要になった衣服をバザー等で売買取して再利用します。 ・リサイクル：ごみを適切に分別して処分します。

取組の目標

指標	実績			目標
	H23年度	H28年度	R2年度	R13年度
1人1日あたりごみ排出量（資源物以外）	900 g/人/日	845 g/人/日	873g/人/日	783 g/人/日
リサイクル率	28.3%	25.2%	24.1%	25.8%

注：1人1日あたりごみ排出量（資源物以外）＝ごみ排出量（資源物以外）÷人口（10月1日時点）÷年間日数
 リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）÷（ごみ排出量＋集団回収量）

※バイオマス資源：再生可能な生物由来の有機性資源で、石炭や原油などの化石資源を除いたもの。具体的には、食品廃棄物や家畜排せつ物などがある。

取組の柱⑦ 行動する人を育てる



目 標

家庭、地域社会、事業所など多様な場で環境教育が行われるまち

取組の方向性

- ・ ライフステージや立場に応じた環境教育の実施
- ・ 教育現場における環境教育の推進
- ・ 環境教育の拠点づくり
- ・ 環境に係る情報の提供体制の充実

現状と課題

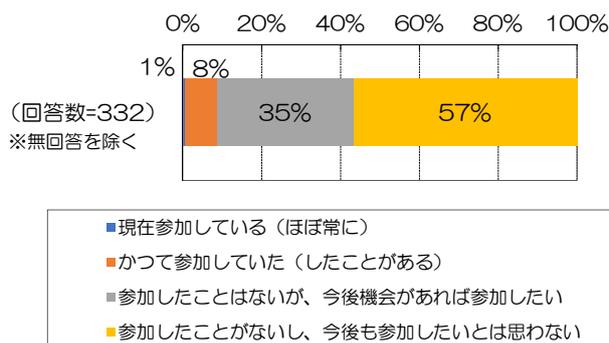
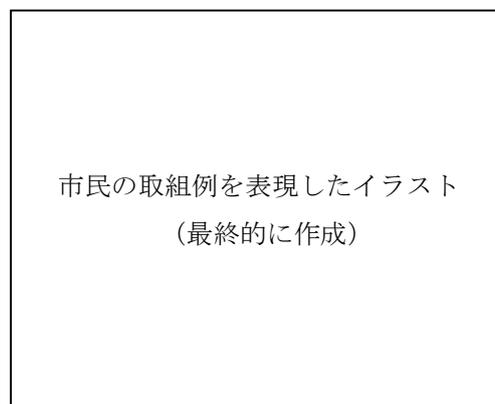
直近の市民アンケートによると、「環境教育の充実に関する市民満足度」は低下しており、環境をテーマとする講演会などへの参加意向も低下しています。

鳥栖市では、全小学校で「地球温暖化について」の出前講座を実施し、環境教育を推進しています。また、地区のまちづくり推進センターでは環境をテーマとする講座などが開催されています。

また、中学校の職場体験学習の中で、環境担当部署での生徒の受入れも行っています。

事業者においても、職場や事業の環境負荷低減により企業の社会的責任を果たすため、従業員に対する環境教育の実施が求められます。

市民・事業者が、環境問題に関心を持ち、正しく理解して、行動していくことができるように、引き続き、家庭、学校、職場及び地域での環境教育を推進していくことが重要です。



環境をテーマとする講演会・勉強会への参加意向
(令和3年度 市民アンケート結果)



行政の主な取組

取組の方向性	取組の概要
ライフステージや立場に応じた環境教育の実施	まちづくり推進センターにおける市民向け環境講座など、ライフステージや、市民・事業者などの立場に応じた環境教育を実施・支援します。
教育現場における環境教育の推進	地球温暖化講座や自然体験活動、環境に関わる奉仕活動などを通じて、教育現場における環境教育を進めます。
環境教育の拠点づくり	既存の公共施設等において、環境教育が実施できるようにするとともに、環境に関する情報や図書資料等の充実、テーマ展示を行います。
環境に係る情報の提供体制の充実	「環境レポート」などを通じ、環境に係る統計や取組等の情報を広く提供します。

市民・団体、事業者等との連携による取組例

取組の方向性	取組例
専門知識を活かした環境教育の充実と参加者の拡大	<p>【環境教育を充実させる】</p> <p>市民活動団体や事業者、関係機関等と連携し、環境教育の内容の充実を図ります。市民を広く対象とする講座においては周知等においても協力し、参加者の拡大を図ります。</p> <p>(例) 団体 公益性の高い環境教育の講座、イベントを定期的で開催します。 事業者 環境分野の専門的な技術を持つ事業者は、市民活動団体や小学校が主催する環境教育のイベント等において講師役を担います。 行政 市民活動団体による公益性の高い環境教育の講座、イベントにおいて、市の広報・SNS等を利用してPRを支援します。</p>

取組の目標

指標	実績			目標
	H23年度	H28年度	R3年度	R13年度
環境教育の充実に関する市民満足度	19%	25%	16% (中学生:52%)	30%
環境をテーマとする講演会・勉強会などへの参加意向	16%	12%	9%	20%

注：市民満足度は、市民アンケートによる「満足」と「やや満足」の合計割合。

市民満足度における現状欄の「中学生」は市内の中学2年生を対象にしたアンケートの結果。講演会・勉強会などへの参加意向は、アンケートによる「現在参加」と「かつて参加」の合計割合。

取組の柱⑧ 環境を守る取組を応援する



目 標

市民、団体が主体的に環境に係る市民活動へ気軽に参加しやすいまち

取組の方向性

- ・ 市民活動団体が行う環境保全の取組の応援
- ・ 事業者が行う環境保全の取組の応援
- ・ 鳥栖市環境保全協議会が行う環境保全の取組の応援

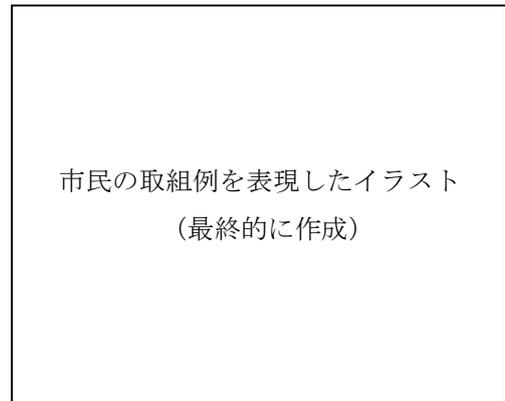
現状と課題

鳥栖市内では、多くの市民活動団体が環境保全活動に取り組んでいます。環境問題が複雑化し、行政のみの力では解決が難しい現在、市民活動団体に期待される役割は大きくなっています。一方で、多くの団体が人員や資金面の不足などの課題に悩まされており、市民活動団体が主体的に活動できるように支援していくことが重要です。

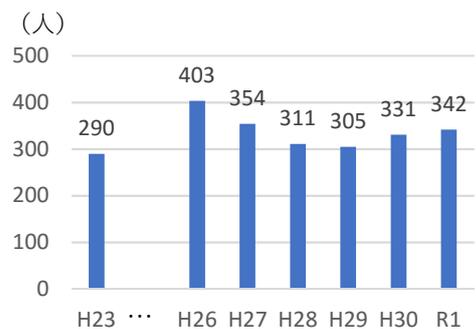
とす市民活動センターでは、市民活動団体が活動しやすくなるような支援や、市民や市民活動団体、事業者、行政の交流を促進していくことが期待されます。

また、鳥栖市は、ごみ減量化・リサイクル及び環境保全を積極的に取り組む事業所をエコ・ショップ、エコ・オフィスとして認定していますが、直近の事業者アンケートでは認知度が低下しているため、これらの事業所の発信力を強化していくことが求められます。

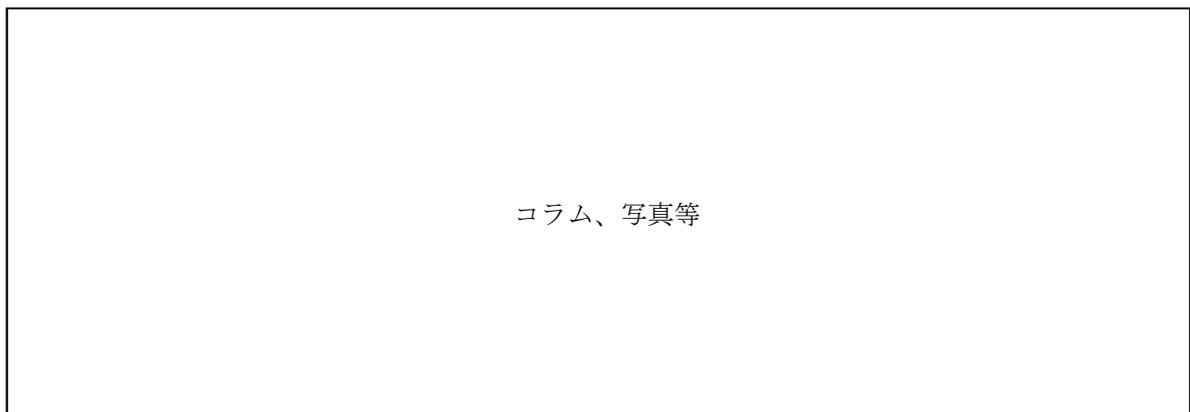
さらに、市民、市民活動団体、事業者、行政により構成される鳥栖市環境保全協議会が、清掃活動などの様々な環境保全に対する啓発活動を行っています。



市民の取組例を表現したイラスト
(最終的に作成)



環境分野の市民活動団体の会員数



コラム、写真等

行政の主な取組

取組の方向性	取組の概要
市民活動団体が行う環境保全の取組の応援	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体に関する最新情報を広く集め、PRします。 とす市民活動センターが行う事業を推進します。あわせて、各団体に利用してもらえるよう働きかけます。 市民活動団体に対し、市民活動支援補助金を交付します。
事業者が行う環境保全の取組の応援	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した商品・サービスなどを提供する事業者を広くPRします。また、当該事業者による環境への貢献に係るPRを後押しします。 環境保全に係る取組・事業を行う事業者を支援します。
鳥栖市環境保全協議会が行う環境保全の取組の応援	<ul style="list-style-type: none"> 鳥栖市環境保全協議会と連携した啓発活動を進めます。

市民・団体、事業者等との連携による取組例

取組の方向性	取組例
環境を守る取組における市民活動団体、事業者等との連携	<p>【環境保全に係る主体的な取組を拡大する】 市民活動団体、事業者等による環境保全に係る取組を拡大できるよう、行政等が後押しします。</p> <p>(例) 団体市民活動団体が独自に実施する清掃活動を、行政と協力して実施します。</p> <p>事業者事業者が有する市内の環境を改善する技術を活用し、行政と共同で実証実験を行います。</p> <p>行政市民活動団体が独自に実施する清掃活動を、行政による既存の清掃活動と連動させ、学びや体験を盛り込んだイベントとして実施します。</p> <p>事業者による市内の環境を改善する技術を活用した実証実験に共同で取り組みます。</p> <p>環境分野の市民活動団体と、環境に貢献する活動を応援したい事業者の連携につながるような交流会を開催します。</p>

取組の目標

指標	実績			目標
	H23年度	H28年度	R3年度	R13年度
環境分野の市民活動団体の会員数	290人	311人	290人 (R2)	400人
環境保全活動への参加度合	69%	68%	54%	80%
環境に配慮した製品を購入している割合	61%	53%	57%	70%

注：環境分野の市民活動団体の会員数は、「鳥栖市市民活動団体ガイドブック」に登録されている団体の会員数。

環境保全活動への参加度合いは、アンケート設問で示す活動のうちいずれか1つでも参加している割合。

環境に配慮した製品を購入している割合は、アンケートで「環境に配慮した製品を購入している」との回答割合。

第4章 第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）

- 計画策定の背景
- 計画期間
- 温暖化を取り巻く現状
- 温室効果ガス排出量の現況推計
- 温室効果ガス排出量の削減目標
- 計画の考え方（基本方針）
- 鳥栖市の対策
- 推進体制

計画策定の背景

CO₂などの温室効果ガスは、太陽光の熱を地球上にとどめておく効果があります。しかし近年、エネルギーの多大な消費などにより温室効果ガスを大量に排出しているため、地球の気温が上昇し続けています。この現象を「地球温暖化」といいます。この「地球温暖化」を解決するため、国際的に様々な取り組みが行われてきました。

鳥栖市においても、CO₂を削減し「地球温暖化」を戦略的に解決していくため、2013年3月に「鳥栖市地球温暖化対策実行計画」を策定し取組を進めてきましたが、計画策定以後も2016年度におけるパリ協定の発効や、2020年10月における政府の「2050年カーボンニュートラル宣言」など、国内外で地球温暖化対策に係る様々な動きが進んでいます。それらの動きを踏まえ、鳥栖市における地球温暖化対策を推進させていくため、新たな「鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することにしました。

計画期間

計画期間については、環境基本計画と同様に2022年度（令和4年度）から2031年度（令和13年度）とします。

温暖化を取り巻く現状

① 国内外の動き

2016年におけるパリ協定以降、国内外で脱炭素に関する動きが進んでいます。特に、2020年10月に政府が「2050年度のカーボンニュートラル宣言」を表明してからは、国内で脱炭素に係る動きがさらに加速されるようになりました。2021年4月には「2013年度比2030年度温室効果ガス46%減」を国の方針として掲げています。10月には2030年度までのエネルギー政策及び地球温暖化対策の方向性を定める「第6次エネルギー基本計画」と「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、家庭やオフィス、産業施設の脱炭素化に向けた動きが進められています。

② 鳥栖市の動き

その中で、市としても2013年3月における「鳥栖市地球温暖化対策実行計画」の策定以後、広報等での「エコライフ」の啓発や出前講座の開催など、省エネのソフトの啓発事業を中心に取組を進めてきました。これらの取組を更にステージアップさせるとともに、今後、地球温暖化対策についてあらゆる面からの取組が必要になってきています。

温室効果ガスとは・・・

赤外線を吸収し地球温暖化の原因となる、大気中にある二酸化炭素（CO₂）やメタンなどの気体のこと。

パリ協定とは・・・

2015年11月末から12月にかけてパリで行われたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）にて合意された国際的な枠組みのこと。今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成することを目指すことなどが掲げられている。

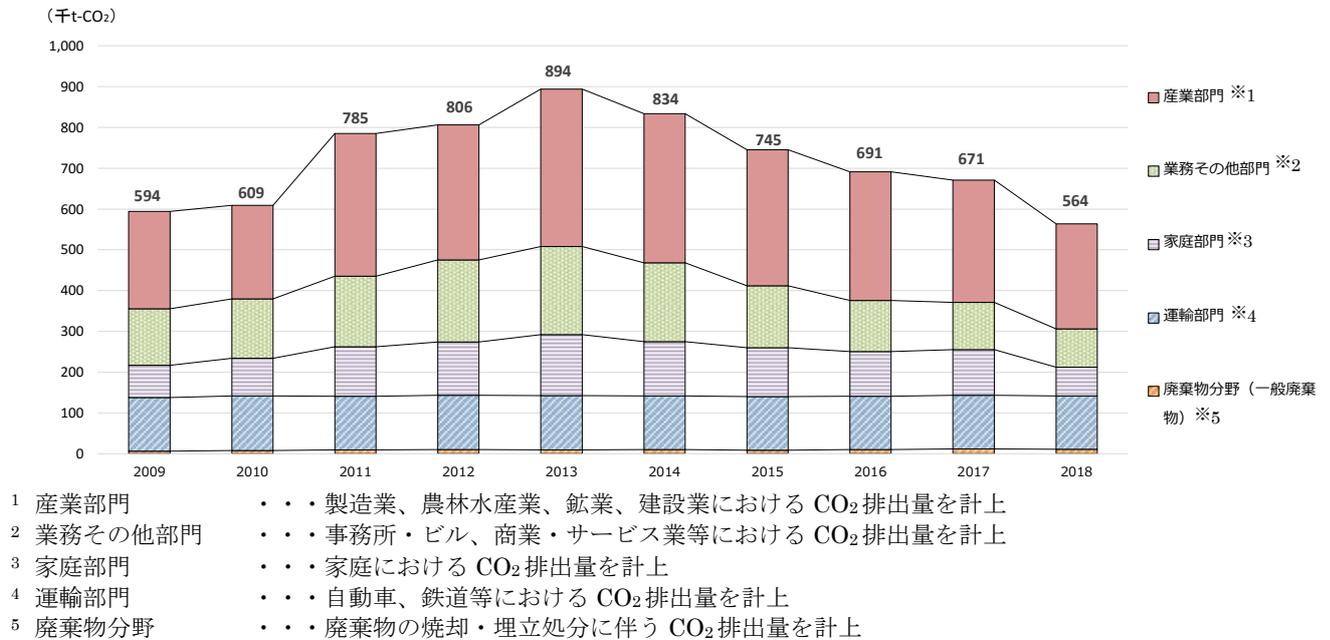
カーボンニュートラル宣言とは・・・

2020年10月26日、第203回臨時国会において、当時の菅義偉総理にて表明された宣言のこと。「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されている。

温室効果ガス排出量の現況推計

環境省の自治体排出量カルテより鳥栖市の温室効果ガス排出量をみると二酸化炭素排出量は低減しており、2013年度の894千t-CO₂をピークに、2018年度には564千t-CO₂と約37%減少しています。これは、省エネ意識の高まりや、電力の排出係数の低減（再エネの導入等による電源の脱炭素化）が大きな要因と考えられます。

【グラフ1 直近年度までの市域における温室効果ガス排出量の推移】



温室効果ガス排出量の削減目標

これまでの排出状況を加味し、鳥栖市の温室効果ガス削減の短期目標は、2030年度までに2013年度比で46.0%削減とします。これは国の地球温暖化対策計画における削減目標「2030年度までに2013年度比46.0%削減」を踏まえ、設定しています。

また、長期目標については、国の長期目標と同様に、2050年度までに二酸化炭素実質ゼロを目指します。

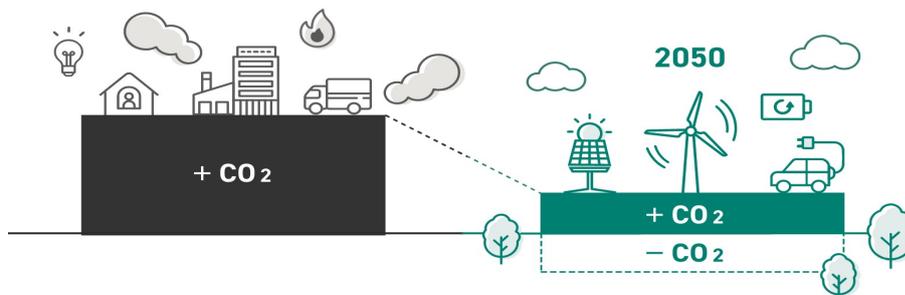
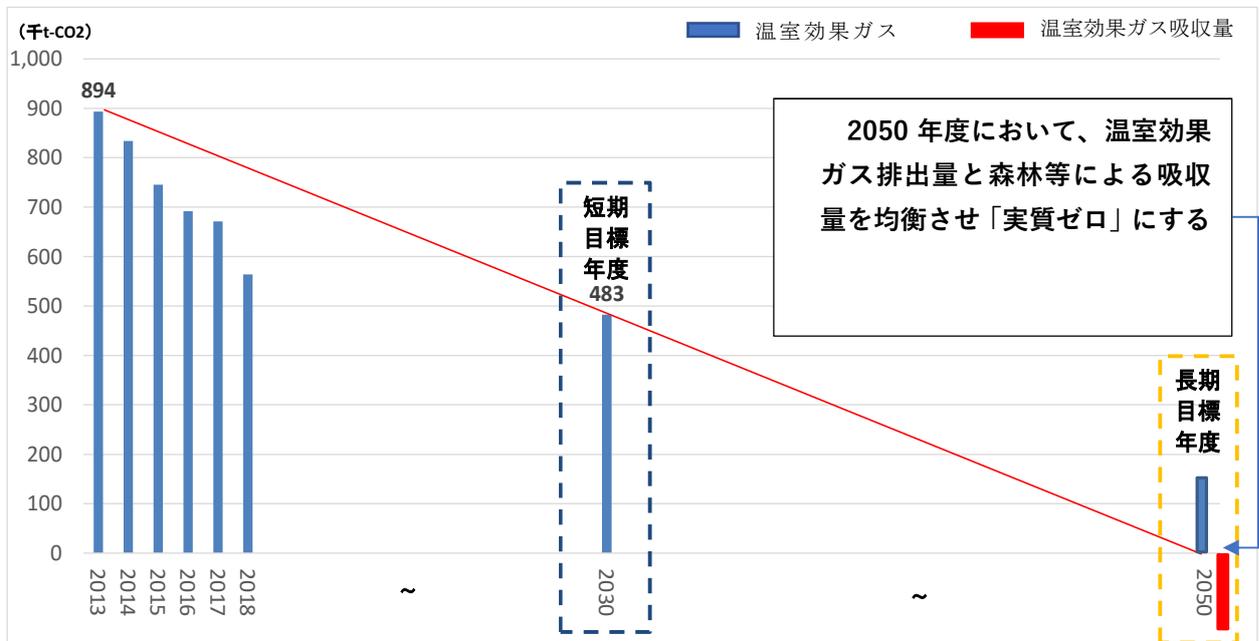
【図1 温室効果ガス排出量の短期目標と長期目標について】



第4章 第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

以下に2050年度までの鳥栖市における温室効果ガスの削減イメージを記載します。2050年度までに電気の再生可能エネルギー利用や、次世代自動車への転換など、様々な取組を進めたとしても、石油等の燃料使用により2050年度においても温室効果ガスの排出量は一定程度残ることが見込まれます。そのため、2050年度時点で、森林吸収源（森林による温室効果ガスの吸収）等を活用しながら、温室効果ガス排出量と温室効果ガスの吸収量を均衡させ鳥栖市における「温室効果ガスを実質ゼロ」にすることを目指します。

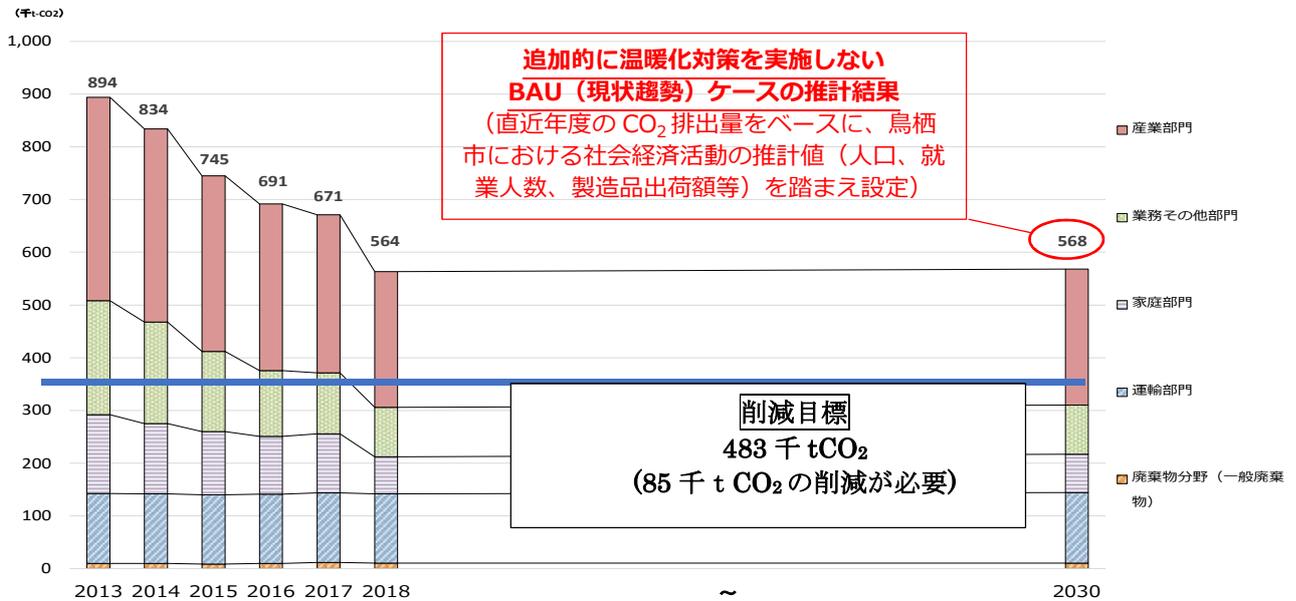
【グラフ2 2050年度までの市域における温室効果ガス排出量の削減イメージ】



～参考 環境省 HP「カーボンニュートラルとは」より～

なお、CO₂排出量原単位（1人・1事業所等の1単位における温室効果ガス排出量）が直近年度のまま推移すると仮定し、将来における人口や製造品出荷額等の社会経済活動の推計値を踏まえ、鳥栖市の2030年度における温室効果ガス排出量の推移を予測しました。現状の省エネ対策等をそのまま行った場合には、2030年度においては568千t-CO₂となることが見込まれるため、削減目標である483千t-CO₂を達成するためには、更なる省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入等を行う必要があります。

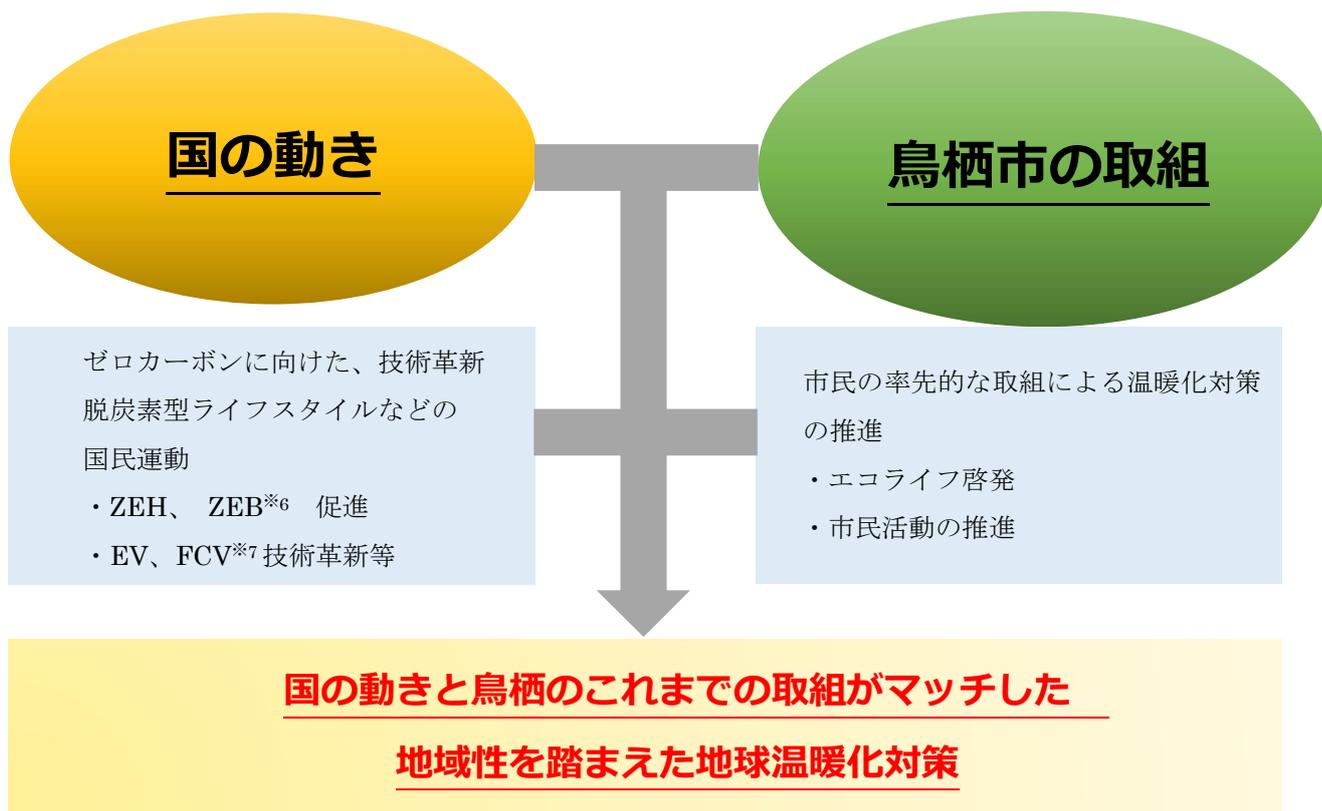
【グラフ3 2018年度までの温室効果ガス排出量と
2030年度における温室効果ガス排出量の予測値】



【表1 基準年度における排出量と2030年度における温室効果ガス推計値など】
(単位：千t-CO₂)

部門項目	2013年度実績	2030年度推計値	追加削減必要量
産業部門	386	258	85 (削減目標達成(483千t-CO ₂)に向け、2030年度推計値(568千t-CO ₂)から削減しなければならない量)
業務その他部門	216	93	
家庭部門	150	73	
運輸部門	133	133	
廃棄物分野（一般廃棄物）	10	11	
全体	894	568	

計画の考え方（基本方針）



⁶ ZEHとは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入により、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入により、運用時におけるエネルギー消費量を限りなくゼロにすることを旨とした建築物のこと。

⁷ EVとは、Electric Vehicleの略。電気自動車のこと。FCVとはFuel Cell Vehicleの略。水素を燃料として使用する燃料電池自動車のこと。

鳥栖市の対策

計画の考え方（基本方針）に基づき、6つの柱を定め、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって取組を推進していきます。

①脱炭素型ライフスタイルへの転換（ソフト系）

【これまでやってきたことを更に推進しよう！】

- クールビズやウォームビズの徹底を図ります。
- エコライフのススメによる環境に配慮した行動を推進します。
- 子どもを対象とした地球温暖化の仕組みを知る講座を開催し、環境にやさしいライフスタイルへの展開を図ります。

【新しいことに取り組もう！】

- 光熱水費や他エネルギー消費量の見える化や行動科学に基づく知見を活用して、地球温暖化対策へのインセンティブを喚起しながら、人々の行動変容を推進します。
- 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などの「賢い選択」を促す”COOL CHOICE 運動”を推進します。
- エコドライブやエコカーについて、普及啓発の充実を図ります。

②省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（ハード系）

【これまでやってきたことを更に推進しよう！】

- より良い居住環境を実現し快適な暮らしを送るために、国等と連携しながら省エネ製品・機器の普及啓発に努めます。

【新しいことに取り組もう！】

- ◎ 国等の省エネ設備の設置に係る新たな補助制度の周知に努めます。
- ◎ ZEB（ゼロエネルギービルディング）といった脱炭素に向けた省エネ建築物の推進を図ります。

③鳥栖市におけるエネルギー転換（再生可能エネルギーの導入促進）

【これまでやってきたことを更に推進しよう！】

- 太陽光発電設備の設置など、公共施設への再生可能エネルギー電源設置を進めます。
- 再生可能エネルギーの家庭・事業所への導入促進を図ります。

【新しいことに取り組もう！】

- ◎ 国等の再生可能エネルギー設備の設置に係る新たな補助制度の周知に努めます。
- ◎ 防災機能と合わせた太陽光発電設備に努めます。
- ◎ 再生可能エネルギー由来の電源の購入促進を図ります。

④脱炭素交通への転換

【これまでやってきたことを更に推進しよう！】

- 路線バスやミニバス等の利用を推進し、公共交通機関の利用促進を図ります。
- 農産物の地産地消を推進し、地域の農産物を味わうとともに、輸送に伴うエネルギー消費を抑制します。

【新しいことに取り組もう！】

- ◎ 次世代自動車（EV・FCV）への転換を図ります。
- ◎ シェアリングの推進による自動車による二酸化炭素の排出量低減を図ります。

⑤その他廃棄物対策などの推進

【これまでやってきたことを更に推進しよう！】

- 市報等でごみの削減を呼びかけ、3R（Reduce、Reuse、Recycle）に取り組めます。
- まちに存在する農地を適切に維持管理します。
- まちのみどりを増やすための取組を進めます。

【新しいことに取り組もう！】

- ◎ 温室効果ガスの吸収量を増やすため、有機農業等の環境に配慮した農業の促進や、良好な環境の森づくりの推進を図ります。

⑥地球温暖化への適応策

【これまでやってきたことを更に推進しよう！】

- 豪雨の増加や台風の大規模化等による浸水や土砂崩れ、都市河川の氾濫などの災害への防災対策を推進します。
- 災害に備え、家庭や地域で鳥栖市洪水・土砂災害ハザードマップを確認する機会を持つよう、啓発を行います。
- みどりの保全と創出を推進し、豊かな景観を形成するとともに、樹木が持つ蒸散作用による気温低減効果の活用を推進します。
- 気候変動による農作物への影響に対応するため、安定的な生産に必要な情報等の提供を行います。
- 水路の整備を進め、適切な維持管理により、氾濫による浸水被害を防止します。

【新しいことに取り組もう！】

- ◎ 熱中症を予防するため、暑さ指数（WBGT）等の情報提供や、クールビズ、クールシェアスポット等の普及を推進します。

《参考》適応策とは

地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策と温暖化による悪影響にあらかじめ備えておこうという適応策の2つに分けられます。気候変動に対応するために、抑制に係る緩和策のみならず、農作物への影響の対応や、豪雨・台風などへの備え、熱中症対策といった「適応策」に対応することが重要です。

【図4 適応策と緩和策について（環境省 HP より）】



《参考》次世代自動車の導入によるCO₂削減について

国の地球温暖化対策計画においては、2030年度に新車販売台数に占める次世代自動車（EV、FCV等）の割合を50～70%程度にすることを目標にしています。再生可能エネルギー由来の電気・水素を使用したEV、FCV等へ転換すれば、鳥栖市では2030年までに14,080トンのCO₂削減を図れます。



推進体制

環境基本計画と同一とし、環境基本計画における進捗管理と一体的に行います。

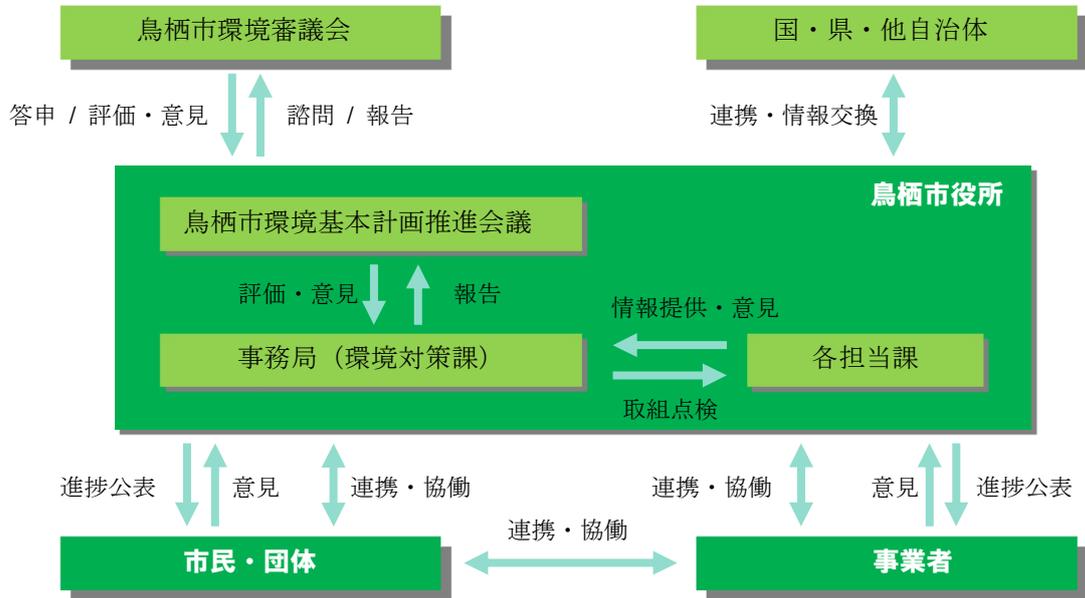
第5章 計画の進行管理

- 進行管理の体制
- 進行管理の考え方
- 進捗状況の公表

進行管理の体制

本計画は、市民・団体、事業者、行政の各主体それぞれが意識をもって取組を進めることと、協働により取組を進めることによって推進されるものです。

本計画の進行管理は、以下のような体制で進めます。



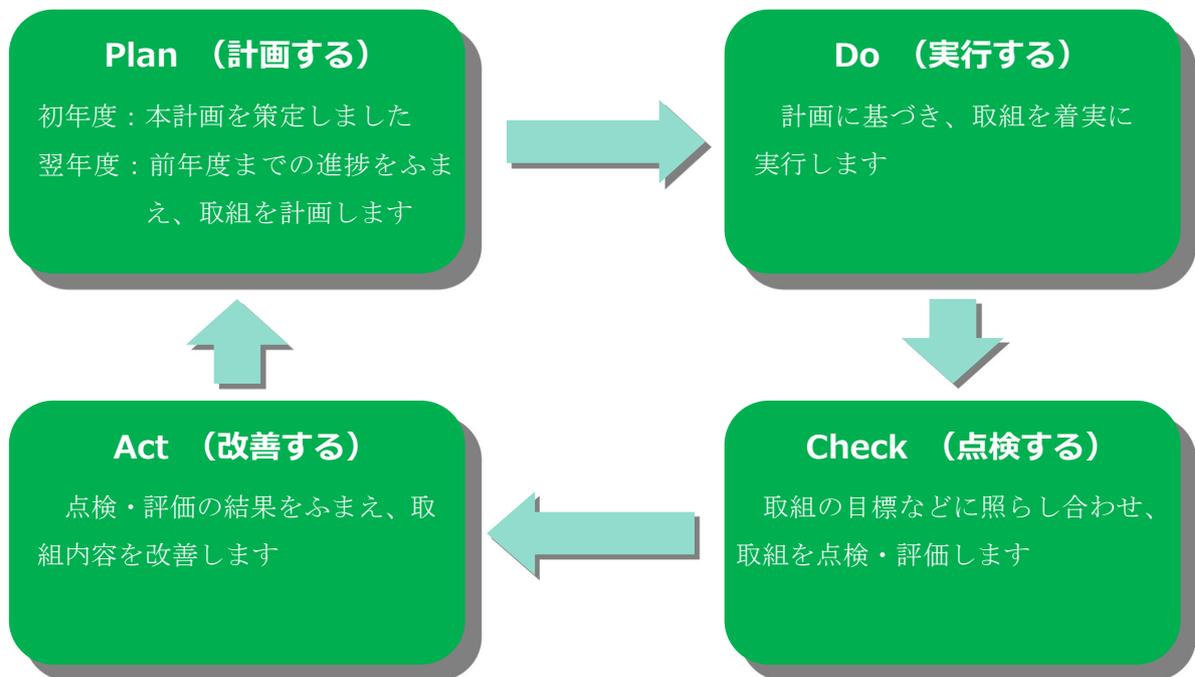
鳥栖市環境審議会 および 鳥栖市環境基本計画推進会議 について

名称	役割
鳥栖市環境審議会	鳥栖市環境基本条例に基づき、市民・団体の代表者・学識経験者などで構成される組織です。計画の進捗評価を含む、環境保全に関する基本的な事項を審議します。
鳥栖市環境基本計画推進会議	庁内関係部課で構成される組織です。計画の進捗状況の把握や、制度などの検討、施策の調整を行います。

進行管理の考え方

本計画を実効性あるものとしていくためには、「取組の計画」⇒「計画に沿って実行」⇒「進捗状況や効果の点検・評価」⇒「浮かび上がった課題をふまえて改善」というプロセスをとることが重要です。

これらの一連のプロセスは、「Plan（計画）⇒ Do（実行）⇒ Check（点検）⇒ Act（改善）」の頭文字を取り、PDCA サイクルと呼ばれます。本計画は、このPDCA サイクルの考え方により進行管理を行います。



進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、「環境レポート」および「環境事業計画書」により、ホームページ等で公表します。

名称	内容
環境レポート	本計画に基づき、環境保全の取組の進捗状況を毎年報告するものです。進捗報告とあわせ、各主体（市民・事業者・行政）の具体的な取組の紹介なども記載します。
環境事業計画書	本計画に基づき、市が年度ごとに実施する環境事業やデータを記載します。また、公表することで協働のきっかけとなることも期待します。

